

## エリコンメテコ購買基本取引条件（日本）

### 1 条 一般条項

**1 条 1 項** これらの購買基本取引条件（以下「購買基本取引条件」という。）は、エリコンメテコが書面により明示的に別段の同意をしない限り、エリコンメテコによる全ての購買（以下「注文品」という。）に適用される。「エリコンメテコ」とは、1.2.2 に定める注文書を提出したエリコンメテコ及び関連会社をいう。

**1 条 2 項** 契約書類、すなわちエリコンメテコの注文書に加えそこに言及された全ての書類（かかる書類を以下「契約」という。）、の間に矛盾がある場合は、以下の順序で優先的に適用されるものとする。

1. 交渉により合意し相互に署名捺印した書類
2. エリコンメテコの注文書（以下「注文書」という。）
3. エリコンメテコの購買基本取引条件
4. エリコンメテコからの見積依頼
5. 売主の見積
6. 売主の販売条件

**1 条 3 項** 契約を構成する全ての書類は、適正に署名捺印された書面をもってのみ変更することができる。

**1 条 4 項** エリコンメテコは、売主が注文書の提出過程において書面にて提示した全ての情報及びデータが、拘束力を有しない旨明記されている場合を除き、売主を拘束するものとみなすことができる。

**1 条 5 項** 別段の合意がない限り、納入は DDP 条件とする。DDP、FOB、CIF、EX WORKS などの貿易用語は、インコタームズ 2000 又はその変更後であれば当該時点で有効なインコタームズに従って解釈されるものとする。

### 2 条 見積

**2 条 1 項** 全ての見積は、エリコンメテコから要請したものも含め、エリコンメテコに対して無償で提供されるものとする。

**2 条 2 項** 別段の合意がない限り、見積はエリコンメテコがそれを受領してから 90 日間有効であるものとする。

### 3 条 エリコンメテコによる注文書、データ納入

**3 条 1 項** 注文書は、エリコンメテコの公式フォームを用いて書面により行われ、テレファクス、郵便又は電子メールにより売主に伝達された場合に限り、効力を有するものとする。注文書が口頭により合意、変更又は修正された場合は、エリコンメテコがそれを書面で確認した場合に限り、効力を有するものとする。概略図、製図、注釈、仕様等は、注文書においてその旨明確に述べられた限りにおいて契約の不可欠の一部となるものとする。

**3 条 2 項** 契約は、売主が注文書を受領した後 5 営業日以内に書面により異議を述べない限り売主が注文書を受領したときに締結されたものとみなされる。いかなる場合であっても、売主が注文書の履行を開始したときには注文書が売主によって承諾されたものとみなされるものとする。

**3 条 3 項** 売主は、契約の重要な部分、特に数量、価格又は条件に関する誤りや疑義を認めた場合は、エリコンメテコに問い合わせる義務があるものとする。売主は、意図された用途を含め全ての重要な情報及び事情に精通する責任がある。

### 4 条 下請

売主は、エリコンメテコの事前の書面による承認がない限り、契約に基づき提供されるべき商

品又はサービスについて、作業の全てもしくは重要な部分を下請けさせてはならないものとし、下請を使う場合はすべての下請人を表示したリストをエリコンメテコに対して提出する。売主は、全ての購買要件が履行されるため、全ての必要な情報（要求があれば重要な特性を含む）を、下請人に提供しなければならない。本条は、標準品、全国的に宣伝されている商品又は原材料の購入には適用されないものとする。

### 5 条 価格及び支払

**5 条 1 項** 注文書に別段の規定がない限り、合意された価格は固定され、契約の完了まで変更されないものとし、梱包費、運送費、および消費税を除く租税及び関税費用を含むものとする。注文書に規定されている場合は、原材料の価格変動に応じ価格調整を可能とする。

**5 条 2 項** 消費税その他の税金梱包費及び運送費は請求書において個別記載されるものとする。

**5 条 3 項** 価格が確定的かつ明確に合意されなかった場合は、エリコンメテコは注文品又はその一部を返品することができるものとする。

**5 条 4 項** エリコンメテコから売主への支払は、両当事者間において別途合意する方法によるものとする。

**5 条 5 項** エリコンメテコが前払いを行った場合には、売主は、エリコンメテコが要求した場合、当該前払額と同額の、エリコンメテコが容認できる一流銀行が発行した取消不能の請求方式の銀行保証を提供するものとする。

**5 条 6 項** 要求された材料証明書、品質書類又は注文品に関するその他の書類の交付が遅れた場合は、エリコンメテコは合意された支払期間を適切に延長することができるものとする。

**5 条 7 項** エリコンメテコは、売主に対する支払を、エリコンメテコ又はその関連会社が有する反対債権をもって相殺する権利を留保している。売主は、エリコンメテコの手前による承認がなされた場合に限り、エリコンメテコに対する権利を第三者に譲渡することができるものとする。

**5 条 8 項** エリコンメテコは、請求書を受領後 14 日以内の支払について、5 条 2 項に従い個別に記載された金額を除いた請求金額につき 2% 相当分の値引きを受けることができるものとする。

### 6 条 無償支給材料及び工具

**6 条 1 項** 注文を履行するためにエリコンメテコから提供された材料又は工具（例えば、金型、治具、備品、図柄、計器、鋳型、試験装置等を意味し、以下「無償支給材料」という。）の所有権は、加工又は処理された後を含め、エリコンメテコに留保される。こうした材料又は工具はエリコンメテコの所有物と表示され、処理又は加工がなされるまでの間分別保管される。無償支給材料を加工した後に残った無償支給材料は、エリコンメテコからの要求がなされたときに、エリコンメテコに返却されるものとする。売主は、材料の瑕疵又は数量不足を直ちにエリコンメテコに伝えなければならない。これを怠った場合は、当該瑕疵又は不足に基づく抗弁を失うものとする。エリコンメテコが無償で提供する材料及び工具は、エリコンメテコのなした注文書を履行するためにのみ用いられなければならない。これらは、エリコンメテコの手前による承認を得ない限り、その他の目的のために複製又は使用されてはならない。

**6 条 2 項** 別段の合意がない限り、注文書により売主から工具及び工具設計が提供される場合には、それらにつき個別に価格を設定し、終了時には個別に請求するものとする。工具及び工具設計の価額が償却され現在及び将来の注文に基づき提供される商品の単位価格に含まれる場合には、請求書には、工具の総額、工具価格の償却が行われる単位数、及び現在の注文に対する課金割当と同様に過去の注文に対する課金割当を記載しなければならない。エリコンメテコが支払いをなした工具及び工具設計はエリコンメテコの所有となり、エリコンメテコが書面により明確に権利を付与しない限り、もっぱらエリコンメテコの注文書を履行するためにのみ使用されるものとする。エリコンメテコは、これらを所有するため、償却中の工具について期限前に弁済する権利を留保する。

**6 条 3 項** エリコンメテコに帰属する工具及び工具設計は、エリコンメテコから提供されたか売主から納入されたかを問わず、無償支給材料と同様、エリコンメテコがいかなる目的のためにも自由に処分できるものとし、売主は、エリコンメテコの要求に応じ、工具、工具設計及び無償支給材料を、運送料金を除き無償で納入することに同意する。かかる工具、工具設計及び無償支給材料は、売主により損傷及び損害について保証されるものとし、売主は通常の保守、保管、損傷又は損害について、売主の工場にある間無償にて責任を負うことを同意する。

### 7 条 納入日及び遅延結果

**7 条 1 項** 納期遵守は極めて重要であり、納入日は、以下の場合に遵守されたものとみなされる。

a) EX WORKS での納入については、全ての書類を含む注文品の発送の準備が整ったことが、納期の満了前にエリコンメテコ（契約の担当部門）に通知されたとき

b) その他の全ての場合については、注文品とその他の書類が目的地に到着し又はサービスの実行が納品日の期限前に検収されたとき

**7 条 2 項** 納入の遅延が事前に予想される場合は、それが注文品の全部についてであるか一部についてであるかにかかわらず、遅延の理由と予想される遅延期間を明示して直ちに通知するものとする。

**7条3項** 納入が遅延した場合は、売主が遅延を通知していたか又は違約金が合意されていたかにかかわらず、エリコンメテコは法が許容する全ての請求権を行使することができる。

#### 7条4項

注文品を履行すべき特定の日が合意されていたにもかかわらず、売主又はその下請人の責めに帰すべき事由により当該履行日が遵守されなかった場合には、エリコンメテコは、(i) 売主にその義務を履行する最後の機会を与えた後に、契約を終了し、全ての前払料金及び手付金の返済を要求する権利、又は(ii) 仕掛品を対価の支払と引換えにエリコンメテコに対して引き渡すように売主に要求する権利を有する。なお、本条は、7条3項の一般性を毀損しないものとする。

#### 7条5項

納入日が守られず、エリコンメテコが7条4項に規定した権利を行使しなかった場合は、売主は遅延により生じた損害に加えて違約金を支払うものとする。違約金は、遅延1週間につき全ての注文品の購買価格の1.5%相当額とし、違約金総額は、購買総額の9%相当額を超えないものとする。支払われた違約金額は、エリコンメテコが請求した実損額から減額されるものとする。

#### 7条6項

売主は、重要な書類、無償支給材料又はエリコンメテコから提供されるべきその他の物の不着があったとしても、それらがエリコンメテコに対して適時に要求されていた場合、又はそれらの配達日が合意されエリコンメテコに対して適時に催告がされていた場合を除いて、当該不着をもって抗弁とすることができない。

## 8条 包装、運送

**8条1項** 別段の合意がない限り、注文品はDDPで目的地に運送される。売主は適切かつ妥当な運送、運送中の損傷及び腐食からの商品の保護並びに適当であれば引き続き短期間の保管(最大60日)について責任を負うものとする。特別梱包が合意された場合は、エリコンメテコの指示を遵守するものとする。売主は、不適切な梱包又はエリコンメテコの指示に従わなかったことによる損害について責任を負うものとする。

**8条2項** エリコンメテコは、梱包資材を返却して、相当額をエリコンメテコに対する請求額から控除する権利を有する。当該返却にかかる運送料金はエリコンメテコの負担とする。

**8条3項** 荷解きにつき特別の注意が必要である場合は、売主は、エリコンメテコに対し適切にその詳細を伝えるものとする。特に、適切で目立つ警告を外装に貼付するものとする。

## 9条 適用法の遵守

**9条1項** 売主は、注文品の履行にあたり、全ての適用法、制定法、規則、規定又は命令を遵守することに同意し、原産国証明、輸出許可、原材料安全データシート等、製造地から輸出するため及び最終利用地に輸入するために要求されるすべての書類を提供する。

## 10条 納入・輸出管理

**10条1項** 部分的な納入又は合意された納入日に先立つ納入は、エリコンメテコによる事前の書面による明示的な同意がない限り認めないものとする。

**10条2項** 売主は、積荷に先立って商品検査を行い、品質及び数量が注文書に合致しているか確認を行う。検査に合格した材料に限り、納入されるものとする。

**10条3項** 各積荷には、エリコンメテコの指示、上記検査の確認、及び特にエリコンメテコの発注番号を含む詳細な納品書を同封するものとする。異なる納入先へ運送する場合には、エリコンメテコは個別の納品書を要求す

**10条4項** 別段の合意がない限り、請求書は、正副二通で(二通目には写しと記載される)、別便によりエリコンメテコに送付される。違反により生じる費用は売主が負担するものとする。

**10条5項** 全ての通信(書状、納入通知、請求書等)は、エリコンメテコの注文番号、注文日、物品名及びその量や、また、納品書には総重量及び正味重量記載しなければならない。納品書には、契約に従ったエリコンメテコの納入住所を記載しなければならない。

**10条6項** 売主は、売主が「外国為替及び外国貿易法」、これにかかる政省令等、米国のExport Administration Regulations及びInternational Traffic in Arms Regulationsを含めすべての適用される輸出関連法令の規制を遵守しており、将来もそれらを遵守することをここに表明し、保証する。当該規制には、規制品目、製品、物品、物資、ソフトウェア又は技術の輸出及び再輸出のために要求される全ての許可を取得することを含む

が、それに限らない。上述の一般性を毀損することなく、売主は、日本、米国又は他の国家の政府機関が規制しているいずれかの品目、製品、物品、物資、ソフトウェア又は技術の輸出、再輸出、受領、購入、加工又はその他の取得を禁止又は規制されたことがなく、現在も禁止又は規制されていないことをここに表明し、保証する。売主は、本条項に規定された表明の違反に起因又は関連して生じた一切の費用、罰金その他損失につきエリコンメテコを補償し損害を与えないことに同意する。

## 11条 所有権及び危険の移転

**11条1項** 所有権は、注文品又はその一部が完成した時をもって移転するものとする。所有権移転から納入までの間、売主はエリコンメテコの費用負担なく注文品を保管し、それがエリコンメテコの所有物であることを明示するものとする。さらに売主は、注文品を自己の所有物と同様に保管し付保することを請合う。

**11条2項** 危険負担は、合意された納品場所への到達時点でエリコンメテコに移転する。

**11条3項** 要求された積荷書類が契約又はエリコンメテコの指示に従って提供されない場合は、商品は売主の負担及び危険において該当書類が到達するまで保管されるものとする。

## 12条 都合による終了、債務不履行による解除

### 12条1項 都合による終了

契約に基づく作業の全部又は一部は、もっぱらエリコンメテコの裁量により、書面で通知することをもっていつでも終了することができる。かかる場合にエリコンメテコは、終了までに契約を適切に遂行するために負担した実費及び解除不能の費用(これらは全て一般的に認められた会計原則により決定されるものとする。)を補償する。かかる補償には、事業利益、固定間接費、ロイヤリティ、連続した機械の開発費用その他これらに類似する売主の費用を含まないものとする。

上述の補償の支払を対価として、売主は、仕掛品の一切をエリコンメテコに対して納入又は譲渡するものとし、エリコンメテコは、その裁量により、当該仕掛品を利用することができる。

### 12条2項 不履行による解除

売主が破産した場合、債権者の利益のため一括譲渡をした場合、売主の破産により破産管財人が指名された場合、売主が契約に基づく規定又は要求に違反した場合は、エリコンメテコは売主に書面にて通知し、契約に基づきエリコンメテコが有する権利又は救済を損なうことなく、注文書に基づく売主による更なる履行を解除することができる。かかる解除がなされた場合には、エリコンメテコは注文書の履行を、エリコンメテコが選択した方法で完成させることができ、売主はエリコンメテコがかかる行為により負担した追加費用について負担するものとし、売主は、エリコンメテコの要求に従って仕掛品をエリコンメテコに納入又は譲渡し、注文品の完成に必要な全ての売主の書類を利用し又は利用させる権利をエリコンメテコに対して付与するものとする。終了に先立ち売主が契約の条件を完全に遵守して完成させた商品及びサービスについて売主に対して支払うべき費用は、エリコンメテコが注文書を完成させるための追加費用及び売主の債務不履行によりエリコンメテコに生じた損害と相殺するものとする。

## 13条 検査、製図、検査証、取扱説明書、予備部品

**13条1項** エリコンメテコ又はその代表者は、合理的な通知をなすことにより、商品の検査及び継続的な調査を実施し、各々製造中の瑕疵ある部分を拒絶することができる。但し、検査又は調査は、売主が注文品全体について負う責任から解放するものではない。契約の遂行中売主は、合理的な営業時間において、売主の製造工場及びその下請人の製造工場に自由に立ち入ることを許容するものとする。

**13条2項** エリコンメテコが最終組立図を承認した場合であっても、売主は注文品について負う責任から解放されないものとする。

**13条3項** 注文品を適切に保守するために必要な最終組立図、検査証、保守及び作動説明書並びに予備部品のリストは、遅くとも納入とともに、要求される部数及び言語においてエリコンメテコに対して引き渡されるものとする。

**13条4項** 売主は、第14条に規定された受領後10年間、エリコンメテコが要求した場合に、注文品に関連する予備部品をエリコンメテコに納入することを請け負う。

## 14条 受領、保証及び担保

**14条1項** 書面による別段の合意がない限り指定納品場所への納入又は作動開始のいずれか遅い時に検収がなされるものとする。作業への全部又は一部の支払をもって検収とみなすことはないものとする。

**14条2項** 売主は、契約の対象となる全ての注文品は、仕様、製図、見本、性能保証又はエリコンメテコから提供若しくは指定されたあらゆる種類の説明に合致すること、並びに商品性があること、材料が良質で仕上がりが良好であること、及び瑕疵がないことを明示的に保証する。売主は、契約の対象となる材料は特定された目的に合致し量も十分であることを保証する。証明書、検査報告書又は類似の書類が合意された注文品の一部を構成する場合は、それらが下請人により作成されたものである場合も含め、そこに含まれた情報は保証された特性とみなされるものとする。

**14条3項** 書面による別段の合意がない限り、売主は、売主及び下請人が契約を遂行するにあたり、関連する ISO 又は同等の基準に従って品質保証の原則を採用したことを明示的に保証する。品質記録は、当該製品に対して適用される法令によって要求される保管期間が経過した時又は本条第1項に規定された検収後 10 年間に経過した時のいずれか遅い時までの間、安全に保管されるものとする **14条4項**

売主が保証及び担保期間において保証又は担保に違反した場合、売主はエリコンメテコの選択により、直ちに瑕疵を修補するか、売主の費用をもって修補させるものとする。売主が直ちに瑕疵を修補できない場合又は緊急の場合、エリコンメテコは、売主の費用及び危険において、瑕疵を自身で修補し又は第三者により修補させることができる。

**14条5項** エリコンメテコは、直ちに注文品又はその一部を検査する義務を負わないものとする。瑕疵は発見された後に通知され、売主は通知の遅延をもって抗弁とすることはできない。

**14条6項** 契約において別段の合意がない限り、注文品が組み立て又はコミッションングサービスを含む場合には、保証期間及び担保期間は注文品の検収日から 24 ヶ月間とする。その他全ての場合には、保証及び担保期間は、エリコンメテコが検収した日又は注文書に基づき供給された一部若しくは材料を商業的に運用した日の何れか遅い日から 12 ヶ月間とする。修理又は代用された商品についての保証及び担保期間は、運用された日から再び開始するものとする。特定された材料以外の材料又は瑕疵のある材料により製造された商品は、納入から 5 年間、売主により無償で交換されるものとする。

**14条7項** 代品納入がなされる場合には、エリコンメテコに当初納入された物品はエリコンメテコの手元に残され、瑕疵のない代品がエリコンメテコに使用可能となるまで、無償で使用できるものとする。契約の全部又は一部が不完全な供給により終了した場合は同様とする。

**14条8項** 品質条件について争いがある場合は、専門家の意見書を取得するものとする。両当事者は、合意された専門家の調査結果を受け入れるものとする。専門家の意見書について生じる費用は、誤っていた当事者が負担する。

**14条9項** 売主は、エリコンメテコ及びその取締役、役員及び従業員、その承継者又は譲り受け人、並びにエリコンメテコの顧客（エリコンメテコ及び上述の個人又は会社のそれぞれを、「エリコンメテコ被補償者」という。）に対して第三者から提起された、(i)製品の欠陥、(ii)売主による契約上の表明保証又は義務の違反、(iii)売主による過失、詐欺的な又は故意による行為、不作為又は誤った表明、又は(iv)契約上の義務を履行する上でおとした適用法令の違反、に起因して生じた損害、傷害、死亡等を主張する一切の請求、苦情、訴訟、法的手続又は訴因から生ずる一切の責任、損害、和解金、罰金、過料、経費又は費用（合理的な弁護士費用その他の訴訟費用を含む）からエリコンメテコ被補償者を防御し補償し、エリコンメテコ被補償者が損害を被らないようにする。

## 15条 エリコンメテコの工場又は現場で行われる作業

作業がエリコンメテコ若しくはその顧客の現場、又は建設現場若しくは組立現場でなされた場合には、購買基本取引条件に加えて、エリコンメテコ又はその顧客の社外用安全指図及び規則が適用される。売主はこれらの入手を要求し、その受領を書面により確認するものとする。更に売主は、その従業員、コンサルタント等に、かかる指図及び規則を遵守するよう指導するものとする。

## 16条 知的財産及び秘密保持

**16条1項** エリコンメテコは、契約の締結の前後を問わず売主に引き渡した製図、略図、計算、模型等全ての書類における知的財産権を保持する。売主は、契約の遂行という限定的な目的のためにこれらの書類を使用する。エリコンメテコの事前の書面による承諾がない限り、売主は、第三者のためにこれらの書類に基づいて製品を製造すること、これらの書類を複製すること、又は契約又はその一部の履行に直接関与しない第三者に対して方法を問わず開示することができないものとする。要求があれば、全ての書類は、全ての写又は複製物とともに、直ちにエリコンメテコに引き渡されるものとする。納入が完了した後、又は万一注文品が納入されなかった場合にはエリコンメテコの要求がなくとも、売主は直ち

に全ての書類をエリコンメテコに返却するものとする。但し、売主は、法的又は契約上要求される保存目的のため、写し一式を保持することができるものとする。

**16条2項** 売主は、注文品及びその構成部品が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。注文品に関する侵害が生じた場合は、エリコンメテコはもっぱらその裁量により、その適合性を損なうことなく器具を利用する権利を得ること又はエリコンメテコ若しくはその顧客の利用が侵害でなくなるようこれを変更又は置換することを、売主に対し要求することができる。

**16条3項** 売主は、注文品に関連して作られた全ての書類及び情報を、エリコンメテコに提供することを請合う。エリコンメテコは、注文品を作動、保守、修理、訓練及び拡張する目的で、これらの書類を使用する無制限の権利を有するものとする。

**16条4項** エリコンメテコ又はその顧客は、エリコンメテコの事前の書面による同意なく、出版物において宣伝目的のために言及されないものとする。

## 17条 不可抗力

**17条1項** 売主は、戦争、暴動、火災、洪水、ストライキ若しくは労働問題、政府の行為、天災、エリコンメテコ若しくはその顧客の行為、納入の遅延又は売主が合理的に支配できない原因による不履行、損失、損害又は遅延について責めを負わないものとする。かかる事由により履行が遅延した場合は、納入日又は完成期間は、かかる遅延のために失われた期間を反映して延長される。不可抗力の原因が 2 ヶ月以上継続した場合は、エリコンメテコ又は売主は、7 日前に他方当事者に対し書面で通知することをもって契約を終了させることができるものとする。

**17条2項** 終了した場合には、売主は、終了前に行った作業とキャンセル不能な調達品について補償を受ける権利を有する。エリコンメテコは、支払に対応する全ての作業の提供を受ける権利を有する。

## 18条 雑則

### 18条1項 適用法、協議解決及び管轄

契約は日本の法に基づいて解釈されるものとする。基本取引条件及び契約に関する疑義又はこれらに定めのない事項については、両当事者協議して解決する。紛争の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

### 18条2項 譲渡

他方当事者の事前の書面による同意なく、契約における権利、責務又は義務を第三者に対して譲渡、移転又は委任する試みは無効とされる。エリコンメテコの関連会社は、本項において、第三者とみなされないものとする。

### 18条3項 権利放棄

エリコンメテコ又は売主がその権利を行使しない場合であっても、かかる権利を放棄し若しくは喪失したことにはならず又はそのようにみなされないものとする。

### 18条4項 不可分性

契約のある条項が無効又は強制執行不能であると判明した場合であっても、他の条項が無効又は強制執行不能とみなされることはないものとし、エリコンメテコ及び売主は、かかる条項を、法的に可能である限り当初の商業的意図を包含した有効な条項に置換するために最大限努力するものとする。

### 18.5 紛争鉱物

紛争鉱物は、SEC（米証券取引委員会）により、コロンバイトタンタライト（コルタン）、スズ石、金、鉄マンガン重石、またはそれらの派生鉱物（タンタル、スズ、金、タングステンに限定）として定義されています。コンゴ民主共和国（「DRC」）または隣接国（「対象国」と総称）に由来する紛争鉱物は、時には「著しいレベルの暴力を特徴とする紛争の資金調達」のために「武装勢力の制御下で」採掘および販売されることがあります。これらの鉱物の中には、溶射産業の製品を含めて、世界中で使用される製品のサプライチェーンに流れ込むものもあります。

エリコンメテコでは当社のベンダーに対し、当社に供給する紛争鉱物を含む製品やコンポーネントが DRC の武装勢力と無関係であることを合理的に保証する方針ならびにデューデリジェンス対策を導入、実施することを義務付けています。エリコンメテコのベンダーは、EICC（電子業界行動規範： Electric Industry Code of Conduct）( <http://www.eiccoalition.org/standards/code-of-conduct/> ) を

遵守すると共に、エリコンメテコのサプライチェーンに期待される責任義務に準じてビジネスを遂行する必要があります。

エリコンメテコのベンダーは、当社サプライチェーンのタンタル、スズ、タングステン、および金が武装勢力と無関係である（「コンフリクトフリー」である）ことを確認するためのデューデリジェンス情報を提供することに協力する義務があります。ベンダーは、コンフリクトフリー調達イニシアティブ（「CFSI」）あるいは業界で広く用いられているその他のイニシアティブ（紛争鉱物報告テンプレート（「CMRT」：必要とされる鉱物として当社製品に含まれる紛争鉱物の製錬業者や精製業者を識別するために作成されたサプライチェーン調査）など）により設

計されたデューデリジェンス対策のためのツールを使用することにより、サプライチェーンシステムの制御および透明性を維持する必要があります。

サプライチェーン内に製錬/精製施設を有するベンダーのうちで、独立した第三者監査プログラムから「コンフリクトフリー」の指定を受けていないベンダーに対しては、エリコンメテコでは、このようなプログラムに参加し、原産国および管理責任の流れの情報を把握することを推奨、指示しています。